

警報等発表時の授業措置

(本校の所在地は 久世郡久御山町林 (京都府山城中部))

- 1 午前7時現在、次の警報等が発表されている場合、自宅待機とする。
 - ① 山城中部に『暴風警報』が発表されている場合。
 - ② 山城中部またはそれを含む地域に 『特別警報』 または 『特別警報』 解除後何らかの『警報』が発表されている場合。
 - ③ 学校所在地またはそれを含む地域に 『避難指示』・『避難勧告』が発表されている場合。
- 2 午前11時までに上記①②③の警報等がすべて解除された場合、午後1時15分からSHRを行った後、第5校時からの授業を行う。
- 3 午前11時現在、引き続き上記①または②または③の警報等が発表されている場合、臨時休業とする。
- 4 自宅地域で次の警報等が発表されている場合、自宅待機すること。状況によっては保護者と相談し、身の安全を守る行動をとること。
 - ① 『暴風警報』が発表されている場合。
 - ② 『特別警報』 または 『特別警報』 解除後何らかの『警報』が発表されている場合。
 - ③ 『避難勧告』・『避難指示』が発表されている場合。ただし、上記2に基づき授業が実施された場合、自宅地域の警報等が解除されしだい速やかに登校すること。
- 5 その他
 - ① 登校途中に特別警報または暴風警報が発表された場合、身の安全を確保し、可能な限り帰宅すること。
 - ② 「授業の実施 (変更)」や「臨時休業」等の情報は、本校のホームページに掲載する。

【URL PC】 <http://www.kyoto-be.ne.jp/kumiyama-hs/>
 - ③ 学校の措置により欠席した場合、所定の手続きが認められれば欠席とはならない。
 - ④ 臨時休業した場合、原則としてその学期中に回復措置をとるものとする。